

平成二十六年十一月十四日受領
答 弁 第 五 七 号

内閣衆質一八七第五七号

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費等のあり方に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費等のあり方に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する第三
回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年十月二十四日内閣衆質一八七第二三号。以下「前回答弁書」という。）一についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年十月十日内閣衆質一八七第六号）二から四までについてで、「お尋ねの文書通信交通滞在費の用途の公開等については、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。」とお答えしたところである。

三について

文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第九条の規定に基づき、国会所管予算に計上されているところであるが、お尋ねについては、前回答弁書二及び三についてでお答えしたとおりである。